教育経済委員会会議録

- 1. 日 時 平成27年9月1日(火曜日) 午前9時30分~午前9時54分
- 2. 場 所 委員会室
- 3. 出席委員 萬 代 泰 生 委 員 長 猶 野 智 和 副委員長 徳 並 伍 朗 委 員 下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員 俵 薫 委 員 坪 井 康 男 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
- 4. 欠席委員 荒 山 光 広 委 員
- 5. 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議会事務局長 野 尻 登志枝 議会事務局係長大 塚 享 議会事務局係長

6. 説明のため出席した者の職氏名

篠 田 洋 司 副 市 長 永 冨 康 文 教 育 長 山 田 悦 子 教育委員会事務局長 末 岡 竜 夫 教育委員会事務局次長 古 屋 敦 子 生涯学習スポーツ推進課長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長(萬代泰生君) ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案1件につきまして、 審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、何か報告ございませんか。

- ○議長(秋山哲朗君) 特にございません。
- ○委員長(萬代泰生君) 副市長、何かありますか。
- 〇副市長(篠田洋司君) よろしいです。
- ○委員長(萬代泰生君) 議案第74号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例 の一部改正についてを議題といたします。

執行部より、説明を求めます。古屋生涯学習スポーツ推進課長。

〇生涯学習スポーツ推進課長(古屋敦子君) それでは、議案第74号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書の74-1ページをお開きください。参考資料は、17ページになります。 このたびの改正は、大嶺小学校グラウンドに、かねてから御要望のありました、 夜間照明施設を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。使用料の 額につきましては、豊田前中学校等、他の学校グラウンドに設置している夜間照明 施設と同様に1時間につき610円としております。

なお、この条例の施行日は、平成27年10月1日となっております。 以上です。

- **〇委員長(萬代泰生君**) 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。坪井委員。
- ○委員(坪井康男君) 何を質問しようと思ったか忘れちゃった。本来、この照明は付けるべくして付けていなかったのか、なして今頃付けるようになったのか、大変素朴な質問です。ほかの中学校、あるいはほかの関連の施設――関連といいますかね、スポーツ施設。その夜間照明というのは、どういう基準で付けるのか付けないのか、大変シンプルな質問です。よろしくお願いします。
- **〇委員長(萬代泰生君**) 古屋生涯学習スポーツ推進課長。
- **〇生涯学習スポーツ推進課長(古屋敦子君**) ただいまの坪井委員の御質問にお答 えいたします。体育施設に夜間照明施設をなぜ設置するかという御質問だったと

思いますけれど、この大嶺小学校グラウンドにつきましては、学校施設ということもあり、学校施設については通常、照明――夜間の照明施設を設置をしておりません。ただし、スポーツ少年団等、地域に開放する事業を行っておりますので、そういった地域に――スポーツ少年団等、地域に開放する事業の中で夜間の練習等行いたいという御要望がありまして、このたびは設置するものです。通常の――例えば伊佐公園グラウンドとか秋芳北部総合運動公園等につきましては、夜間照明施設を設置しております。

以上でございます。

- ○委員長(萬代泰生君) まだ質問の――全部じゃないじゃないですか。
- ○議長(秋山哲朗君) 答えるほうがちょっと抜けちょるんよってことやから。
- ○委員長(萬代泰生君) あの、どこどこに付いてるかって、現況の説明が抜けてるんじゃないかと思います。(発言する者あり)はい、山田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(山田悦子君) 今の体育施設の関係で照明――グラウンドに付いているところですが、学校につきましては、豊田前中のグラウンド、夜間照明設備です。それから、於福中学校の第2グラウンド夜間照明施設、それから厚保中学校グラウンドの夜間照明施設、美東中学校グラウンドの夜間照明施設ということで、各町単位のエリアのなかに一校はですね、一応夜間照明があるというような方針をもっております。大嶺地域には、今までスポーツ少年団が独自に小学校に付けられておりましたが、照明も低いということで不備な点もありまして、市として大嶺地域に一基つけて市民の方もスポーツ少年団の方も、そこを利用していただくという方針で設置をしております。

以上です。

- ○委員長(萬代泰生君) はい、坪井委員。
- ○委員(坪井康男君) 参考資料の先ほど言われた17ページを見ますとね、豊田前中学、それから秋吉みどりの広場については書いてありますよね。於福だとか……さっき厚保って言われました。それはなして書いてないんです。
- **〇委員長(萬代泰生君**) 山田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(山田悦子君) それにつきましては、これは条例の新旧対照表で、必要な事項のみ書いておりますので、原本の条例のほうには一覧表として、先ほど申しました中学校については、記載をしてあります。みどり──秋吉

みどりの広場と豊田前中学校グラウンド夜間照明施設の間に、今度は大嶺小学校、 こちらの参考資料みていただきますように、大嶺小学校グラウンド夜間照明施設 という記載があがってくるという意味でございます。

- 〇委員長(萬代泰生君) 坪井委員。
- ○委員(坪井康男君) 何かよく分からなかったけど、これ新旧対照表ですから、 現行なんで入れないんです。なんか間に入れたとか、妙な説明なんでね。これ紛らわしいですよ、こういう表現は。なんでこの表をきちんと入れんのです。理由を言ってください。間に入れたとかなんとか訳のわからん。おかしいやないですか。
- 〇委員長(萬代泰生君) 山田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(山田悦子君) これは、記載の方法として必要な部分のみを記載することになっておりますので、全体の表は示しておりません。
 以上です。
- 〇委員長(萬代泰生君) 坪井委員。
- ○委員(坪井康男君) じゃあ厚保とか於福のですね、料金はいくらなんです。分からんじゃないですか。いま私が申し上げたのは、新旧というのはきちんとね、全文を掲げるんじゃないんですか。そんな、間に入れるとか入れんとかね。なんか全般的に私はあなた方の事務は、少しずさんだと思う、いっつも。だからあえて苦言を申し上げてるんですよ。自分たちの都合だけでやってるじゃないですか。これ市民の皆さんにお知らせするんですよ。しかも今のようなお話ならば、最初に私が質問したほかのところは、どうなってるんですかということも分からないでしょう。なんか、自分たちのやりたいことさえ書いてあればいいという、私は基本姿勢がどうもおかしいと思う。副市長どうですか、その辺のお考え方。ちょっとお願いします。
- 〇委員長(萬代泰生君) 篠田副市長。
- 〇副市長(篠田洋司君) これは適正な事務処理だと思っております。他市の例も 議案の参考資料は、その該当箇所のみ記載しております。ですから原稿の例規集 及び、それで確認は充分していただけるものいうふうに考えております。 以上でございます。
- 〇委員長(萬代泰生君) 坪井委員。

- ○委員(坪井康男君) そういうことならば、私が質問したことを口答で御説明な さるべきですよ。もうこれ以上言いません。 以上です。
- **〇委員長(萬代泰生君)** ほかにございませんか。はい、岩本委員。
- ○委員(岩本明央君) よいよ初歩的なことなんですが、この610円というのは、 消費税ちゅうのはどんな……別に疑う必要もないし、入っちょるとか入っちょら んとかそういうなこととか消費税は関係ないということで理解してよろしいでしょうか。
- **〇委員長(萬代泰生君**) 古屋生涯学習スポーツ推進課長。
- **〇生涯学習スポーツ推進課長(古屋敦子君)** ただいまの岩本委員の御質問にお答 えいたします。消費税を含めて610円ということでございます。 以上です。
- ○委員長(萬代泰生君) ほかにございませんか。秋枝委員。
- ○委員(秋枝秀稔君) せっかくの機会ですんで、先ほどの美祢は、豊田前、於福、厚保ということで聞きました。美祢市では、どことどこが付いておるか、その辺また市民の方が分かったらいいなというふうに思いまして、ここで分かれば教えていただけたらというふうに思いますが。
- ○委員長(萬代泰生君) それ以外にあるんですか。先ほど答えられた場所以外。(発言する者あり)もう一遍言ってください。古屋生涯学習スポーツ推進課長。
- ○生涯学習スポーツ推進課長(古屋敦子君) ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。夜間照明施設として設置している箇所について御説明をいたします。この度、大嶺小学校に付きますので大嶺小学校グラウンド、それから今まで付けているところとしては、豊田前中学校のグラウンド、於福中学校の第2グラウンド、厚保中学校のグラウンド、それから美東中学校のグラウンド、それと大田──美東の大田テニス場に夜間照明施設として設置をしております。それ以外に体育施設としてございます、秋芳北部総合運動公園、それから伊佐公園グラウンドには体育施設として夜間照明施設を設置してございます。

以上です。

〇委員長(萬代泰生君) よろしいですね。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(萬代泰生君) 質疑ないようでございますので、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(萬代泰生君) それでは、これより、議案第74号を採決いたします。本 案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(萬代泰生君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての 審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら御発言をお願いいたします。はい、 下井委員。

- ○委員(下井克己君) 秋芳中学校の……すいません、今度来年から開校される秋芳中学校のプールとテニスコートが、今のもとの秋芳町民プールのところへできると、たしか当初予算でお聞きしたんですが、その工事はいつから入られるか、分かれば教えてください。
- **〇委員長(萬代泰生君**) 山田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(山田悦子君) 下井委員の秋芳中のプール、それからテニスコートに関しての工事の今後についてですが、両方どちらもですね、一応来週に指名審査会、そして10月の初旬に契約をし、その後工事に入りまして、来年の3月中旬には工期を終える予定としております。

以上です。

- 〇委員長(萬代泰生君) はい、下井委員。
- ○委員(下井克己君) 実はですね、あそこは毎年、秋芳ふれあい祭りといいまして、お祭りを11月の7~14ぐらいの間の日曜日に毎年開催しております。要はあの、その工事が入れば、重なれば祭りが場所を変更するとか延期するとか、そういうふうな段取りをしなければいけないので、工事の日にちですね、いつから入る予定されてるのか、そこが分かれば教えていただきたいと思います。

それと今の体育館と公民館の前にプール――池がありますが、その池も当然撤去されるという話がちょっと前に聞いたんですが、それも撤去されるのかどうか、

そのあたりももし分かれば、ちょっと祭りの影響がありますので教えていただきたいと思います。

- **〇委員長(萬代泰生君**) 山田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(山田悦子君) 前庭の小さい池ですかね、それについては今撤去の予定で考えております。それと具体的な工事の日程につきましては、契約後きちんとした段階で秋芳事務所等にも、きちんと連絡し調整をしてまいりたいと思います。早めに分かればお知らせしたいと思います。
- **〇委員長(萬代泰生君**) よろしいですね。岩本委員。
- ○委員(岩本明央君) その他ということで、きょう担当の職員さんが席におられませんので、あれですが。マイナンバーという件で、私のほうで3、4人間い合わせがあります。新聞を切り抜きしてちょっと勉強したんですが、これは、今副市長ここ来でおりますけど、あさっての予算委員会で質問させてもらってもよろしいですかね。担当職員に来ていただくようにお願いをしたいんですが。

〔発言する者あり〕

○委員(岩本明央君) それならマイナンバーを今後ですね――マイナンバーについてですね、通知まで一カ月ということでずっといろいろありますし、それからマイナンバー制度の課題とQ&Aというのがここにあります。その辺で、私もほとんどよう理解してないんですよ。それでせっかくテレビさんが入っておられますんで、答弁をしていただきながら、その回答を市民の方にも理解をしていただくといいなということで。私が教えてもらって言うよりも、そういう公の場所で言ってもらって、少しでもテレビを観てもらったら、理解が深まるんじゃないかと。こういうふうに考えておりまして、お尋ねしました。

以上です。

- ○委員長(萬代泰生君) 今の岩本委員さんの発言なんですが、内容は総務民生委員会のほうになりますので、所管がそっちになります。そういったことで副市長のほうから、あしたあるようでございますので、そちらで御審議いただきたい。いいですか。篠田副市長。
- **○副市長(篠田洋司君**) 担当は市民福祉部になろうかと思います。予算委員会の時に、市民福祉部長、市民福祉部次長も出席の予定ですので、予算委員会のその他のところで、また説明をさせたいと思ってます。説明するにあたって、どういった観

点、どういった点をということを、あとでお聞きしたいと思いますので、その点に 絞って説明させたいと思います。よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

- 〇委員長(萬代泰生君) はい、岩本委員。
- ○委員(岩本明央君) それじゃあの、あさっての予算委員会でそういうことで、あとこのコピーなんかもお渡ししますし、また項目等もお話し、お願いをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- ○委員長(萬代泰生君) ほかにございませんか。俵委員。
- ○委員(俵 薫君) 3月の委員会でも、ちょっと御質問というか意見を述べさせていただいたんですが、美祢市に住所があって美祢市に住んで、他市の高校や大学に行っている学生が優秀な成績をスポーツ等であげても美祢市の場では評価をされる場がないということを少し述べさせていただいたと思っております。またあの子どもたちや学生を評価する、スポーツ等で評価するっていうのは、一つが美祢市体育協会の表彰があります。しかしながら体協は、昨年表彰規定を見直して体育協会に加盟している団体、またその会員に対する表彰のみにいたしました。また逆に言うと、その団体に他市からの人が入っておっても、他市の人間でも体協は表彰するということになろうかと思ってます。

もうひとつあるのが、教育委員会が行われております、美祢市栄光賞ですか。これはですね、文化とスポーツに対する顕著な成績を収めた児童・生徒ですが、小中学生のみの表彰となっております。執行部の皆さんにも委員の皆さんにも、本当考えていただきたいんですが、住所があって暮らしておって、他市の高等学校に通学している子どもたち、学生がなんら美祢の中で評価をされない、すごく残念なことだなというふうに思っております。ぜひこの辺で、別にきちんとしたお答えいりませんけど、どのようなお考えをお持ちか、副市長も体協の会長ですよね。教育長もきょういらっしゃるので、どのようなお考えがあるかをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

- **〇委員長(萬代泰生君**) 山田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(山田悦子君) 俵委員から御意見がございました、「美祢市に在住し、市外の学校に在学する優秀な選手に対して、栄光賞を授与してはどうか。」ということについてでございます。

美祢市栄光賞につきましては、美祢市栄光賞授与要綱に基づきまして市内の小中

学校に在籍する個人、又は小学校体育連盟、中学校体育連盟若しくは中学校文化連盟に属する団体を対象としております。

栄光賞授与の目的につきましては、市内の小中学校に在籍する児童生徒の学校教育及び社会教育における体育及びスポーツ並びに文化に関する諸活動において、特に栄誉を与えるにたる成績を収めた児童生徒に、その功績を称え、活動を奨励するためであり、美祢市小中学校の教育活動の一環としての取り組みだと思っております。

また、栄光賞の手続きにつきましては、学校又は体育連盟等の長が、推薦手続きを行うこととなっており、市外の小中学校への周知とともに活動の把握は大変困難であると認識しております。

また、教育委員会といたしましては、美祢市内の小中学校の教育活動の充実、優秀な人材育成のための事業であること、美祢市体育協会の加盟団体に対する選奨趣旨と同様であると考えております。

美祢市在住で、例えば山口市に通学している児童・生徒で、優秀な功績を収めた場合については、山口市においても同等の表彰制度があり、表彰対象となると聞いておりますので、学校所在地での表彰が適当であり、市外も含めた対象者の拡大については、教育委員会としては考えておりません。

なお、市外の学校に在学する児童・生徒については、栄光賞等の対象としておりませんが、美祢市に在住、在学、在職する個人、団体で、全国大会等に出場する場合については、美祢市全国大会等出場激励金交付要綱に基づき、激励金を交付をしております。日程調整等が可能であれば、激励会も開催しております。

美祢市在住で、市外の学校に通学をされている場合、情報も少ない状況でありますので、全国大会等へ出場等、激励金の申請につきましては、生涯学習スポーツ推 進課において、お問い合わせをいただければと思っております。

以上です。

〇委員長(萬代泰生君) 俵委員。

○委員(俵 薫君) 美祢市の教育委員会の考え方がよく分かりましたが、実際そういう学生がいるということだけは、皆さん本当考えて、今後の課題としてなんらかの策があれば、本当救ってあげていただきたいと思います。これはお願いです。終わります。

〇委員長(萬代泰生君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(萬代泰生君) ないようでしたら、これにて、本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前9時54分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月1日

教育経済委員長 萬代春星